

坂本青少年の家廃止に係る市民説明会

日時 令和4年（2022年）10月27日 13時～

場所 坂本青少年の家 体育室

1 施設廃止の背景

本市の公共施設を取り巻く環境は、全国的な傾向と同様、人口減少や少子高齢化、そして行政ニーズの多様化など、大きく変化しています。

また、施設の老朽化が進み、その多くが更新時期を迎えることから、そのための財源確保が課題となっています。

こうした状況に対応するために、公共施設の規模や内容など、施設の在り方の見直しを位置づけた横須賀市FM戦略プランを策定し、主に旧耐震基準で整備された青少年の家を廃止することとしました。

＜青少年の家の廃止（予定含む）時期＞

廃止時期	施設名
令和4年3月末	本公郷
令和4年9月末	池上、武山（コミュニティセンターとの一体化）
令和6年3月末	追浜、坂本、衣笠、浦賀、鴨居、久里浜、大楠
令和8年3月末	森崎

【参考】横須賀市FM戦略プランに関する記載（資料1・2）

2 現在の利用方法と廃止後の対応について

利用区分	現在の利用方法	廃止後の対応
① 小学生の利用	・小学生（全児童対象）が放課後等に個人利用 ・留守家庭の小学生が <u>ランドセル置場</u> ^{*1} を利用	・小学生（全児童対象）は、小学校の教室や校庭等を使い、市福祉こども部が <u>放課後子ども教室</u> ^{*2} を開設 ・留守家庭の小学生については上記のほか、 <u>放課後児童クラブ（学童保育）</u> ^{*3} の利用料を引き下げ、利用拡充
② 団体利用	体育室（集会室）や会議室などを予約して専有的に利用	近隣のコミュニティセンター等の公共施設を団体利用していただくことを想定
③ 個人利用	体育室（集会室）や遊戯室・談話室などを予約なしで他の利用者と混在で利用	コミュニティセンター等に居場所機能（個人が予約なしで自由に訪れることができるスペース等）の設置を検討

＜ 用 語 の 説 明 ＞

対象の用語	説 明
※1 ランドセル置場	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後、保護者等が仕事などで不在の小学校低学年の児童が、下校後、家に帰らず、直接青少年の家を利用する制度です。 *利用方法は通常来館する小学生が利用する場合と同じ <hr/> <p>【開設時間や利用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日～金曜日の 13 時～18 時 (10 月～3 月は 17 時まで) ・利用料：無料
※2 放課後子ども教室	<ul style="list-style-type: none"> ・開設小学校の児童が、教室や校庭等で放課後の時間を利用して、多様な体験・活動を行える場です。 ・青少年の家の廃止に伴い、令和 6 年度開始時点までに、市福祉こども部が近隣小学校の施設を使い開設する予定です。 <hr/> <p>【開設時間や利用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日～金曜日の授業終了後（概ね 14 時 30 分）～16 時 30 分（10 月～3 月は 16 時まで） *学校が休校となる土・日・祝休日や長期休業中などは休み ・利用料：無料
※3 放課後児童クラブ (学童保育)	<ul style="list-style-type: none"> ・共働きの家庭など留守家庭の小学生が放課後等に適切な遊び、生活の場として、放課後児童支援員等に見守られながら過ごす場です。 ・開設時間や利用料は各クラブにより異なります。 ・ひとり親世帯等の減免制度があります。 <hr/> <p>【開設時間や利用料（公設民営の放課後児童クラブ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日～金曜日の放課後（概ね 14 時 30 分）～19 時 ・土曜日や長期休業日の 8 時～19 時 ・利用料：月額 13,000 円（8 月は 18,000 円）

【参考】青少年の家の利用者状況と周辺の公共施設について（資料 3・4・5）

3 アンケートについて

青少年の家（建物）については廃止しますが、市民の皆さんにとって必要な機能は、他の施設の利用方法の見直し等により、対応することができないか、今後、検討を進めていきます。

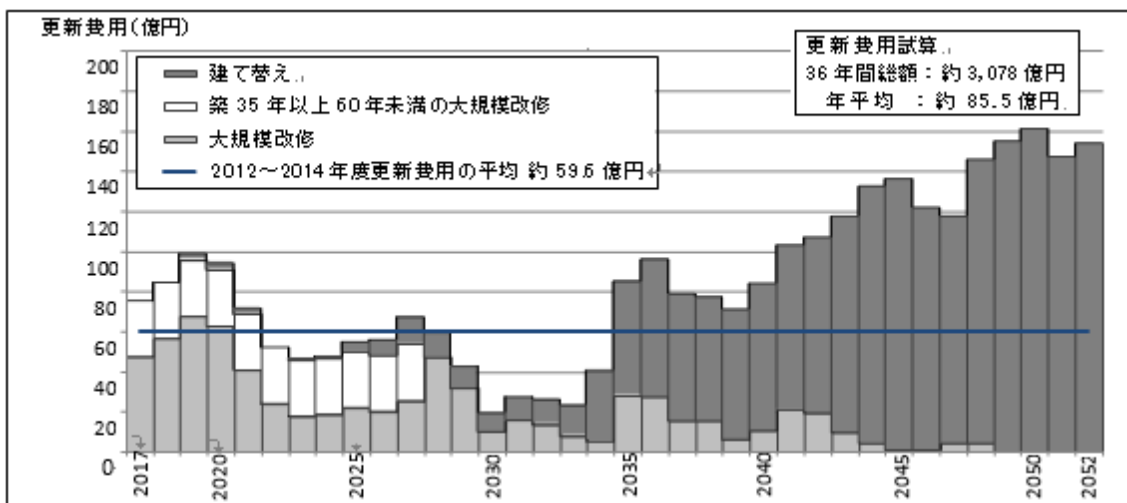
このため、現在、青少年の家をご利用いただいている方を中心に、ご意見をいただきたいと考えていますので、別紙アンケートについてご協力をお願いいたします。

問い合わせ先（青少年の家について） 青少年会館 046-823-7630
 （FM戦略プランについて） FM推進課 046-822-9617

みんなで考えよう 私たちの公共施設の未来

1 横須賀市の公共施設の現状

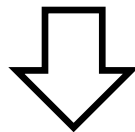
平成29年度（2017年度）からの36年間における公共施設の更新費用を推計した試算では、総額で約3,078億円、年平均約85.5億円の経費が必要と見込まれています。これは、現状の更新費用の年平均予算額約59.6億円に比べ、年平均で約25.9億円（約30%）不足していることになり、将来世代に大きな負担がのしかかっています。



2 横須賀市を取り巻く状況



公共施設を今の規模・機能のまま維持することは難しい



将来に向けて、公共施設のあり方を見直さなければならない

参考資料（横須賀市「FM戦略プラン（令和元年7月策定）」より抜粋）

① 地域コミュニティの拠点づくり

多様な世代の地域住民が、集い、交流できる「居場所機能（個人が予約なしで自由に訪れることができるスペース等）」を、当該地域の拠点となっている施設に設けることについて検討します。

◆取組み内容

以下の施設が持つ主な機能である「居場所機能」を、学校やコミュニティセンターなど、各施設が位置している地域の核となる施設へ移転し、地域コミュニティの活性化につながる拠点にします。

特に学校での拠点づくりについては、学校の適正規模・適正配置の検討と連携して進めます。

- ・ 青少年の家
- ・ 老人福祉センター・老人憩いの家

② 老朽化施設に対する安全確保の取組み

旧耐震基準で整備された施設を中心に、安全確保に向けた対応を図ります。

◆取組み内容

ア 上記①の取組みにより居場所機能を移転した後、旧耐震基準の時代（昭和56年以前）に整備された以下の建物は、順次廃止します。

- ・ 青少年の家 8施設（追浜、本公郷、衣笠、森崎、浦賀、鴨居、久里浜、大楠）
- ・ 老人福祉センター2施設（船越、秋谷）

イ 法定耐用年数を超え、老朽化が著しい以下の施設について、入居者の移転を促進し、建物を順次廃止します。

- ・ 市営住宅 4施設（田浦月見台、長浦、大津、池の谷戸）

③ 施設の集約・複合化に向けた取組み

施設の移転・更新を行う際には、他施設との集約・複合化によって面積縮減を図り、より効率的で利便性の高い施設としていくことを原則とします。



概要版
(1,622KB)



通常版
(3,457KB)

詳しくは、本市ホームページに掲載している「横須賀市FM戦略プラン」をご参照ください。

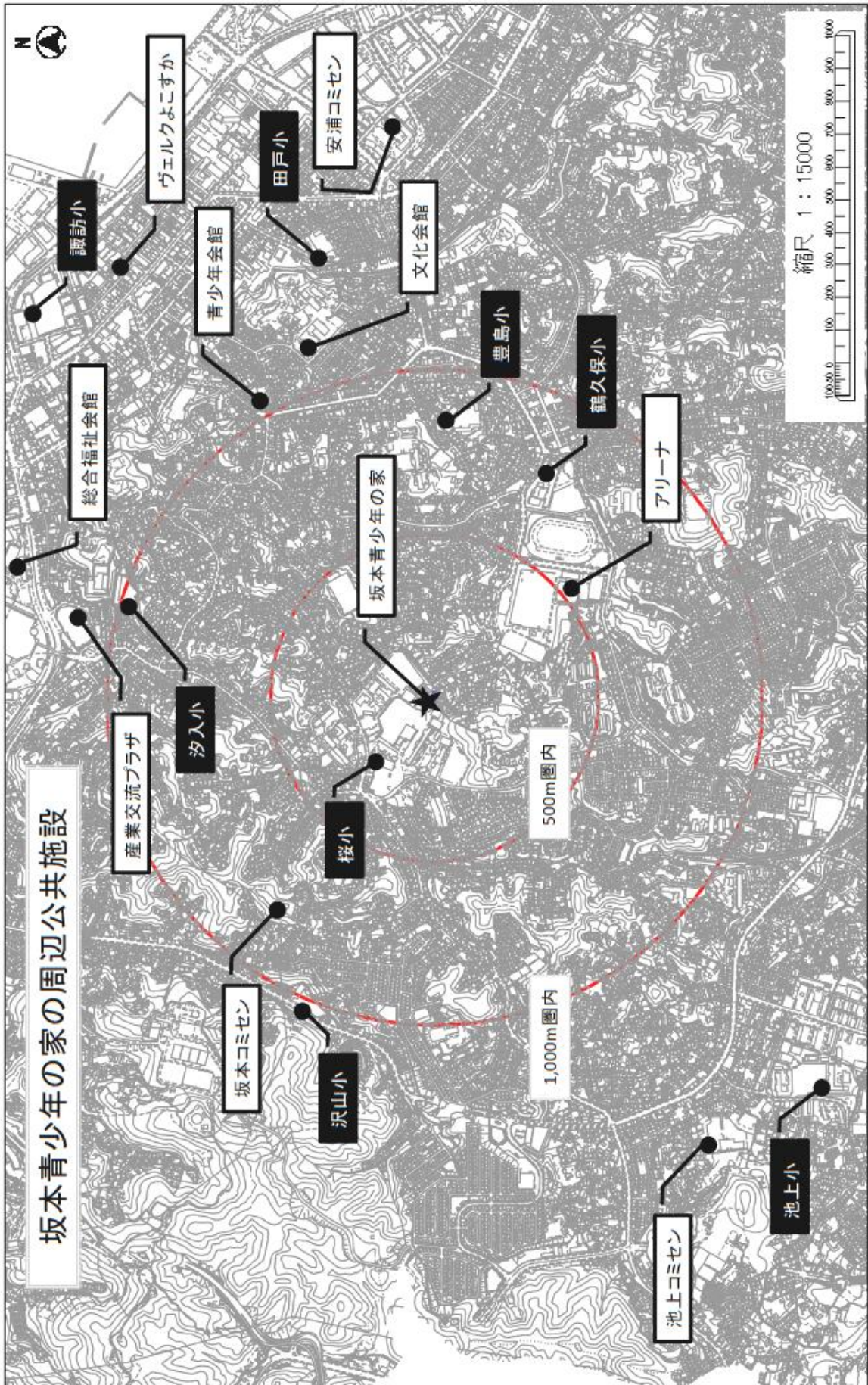
＜施設利用者状況＞

令和 3 年度利用者数内訳（延べ利用人数）

区分	団体利用 (延べ数)		個人利用(延べ数)							開館日数 270 日	総計 人数	1日平均 人数
			幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般成人	合計			
施設名	団体数	人員										
坂本青少年の家	354	2,605	190	2,858	1,123	388	99	1,037	5,695	8,300	30.7	

令和 3 年度団体利用部屋稼働率

坂本青少年の家	体育室	会議室	和室	研修室
稼働率(部屋別)	63.2%	12.6%	0.8%	7.2%



周辺公共施設のご利用申し込みについて（概要）

1 横須賀アリーナ（総合体育会館）

- (1) 利用にあたっては、あらかじめ利用者登録をした後、各施設を予約いただく必要があります。
- (2) 予約は、「抽選」でする方法と「抽選終了後に空き部屋を先着」でする方法があります。
- (3) 予約者（団体）が専有して利用することから、いずれの部屋も利用料をご負担いただくこととなります。

<金額の一例>

横須賀アリーナ第1競技場（1/3利用）（約700㎡・定員160人）
体育・スポーツを目的とし、入場料を徴収しない場合
2,200円/平日9:00~12:00の3時間

2 青少年会館

- (1) 事前の利用者登録はありません。
- (2) 予約は先着順で、窓口で使用申請書を提出していただきます。電話で「仮予約」も受け付けております。
- (3) 予約者（団体）が専有して利用することから、いずれの部屋も利用料をご負担いただくこととなります。

<金額の一例>

ホール（約460㎡・定員331人） 1,200円/1時間
会議室（約82㎡・定員65人） 400円/1時間
和室（約31㎡・定員24人） 300円/1時間

3 坂本コミュニティセンター

- (1) 令和6年度中に、現在の坂本青少年の家に移転し、新たな坂本コミュニティセンターとして運営します。
- (2) 現在の坂本コミュニティセンターは、新たな坂本コミュニティセンターへの移転に伴い廃止します。